

講習期間中の休日出勤の取り扱いについて

平成 年 月 日

宮崎労働局長 殿

事業主名

代表者の役職及び氏名

印

1. 講習等の名称

2. 講習主催者名

3. 講習実施期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

(休日出勤の日: 月 日 .. 月 日)

上記の技能実習に下記の者を受講させましたが、同技能実習等には休日が含まれているので、当該休日については出勤扱いとし、振替休日の付与、または割増賃金支払いを下記のとおり行ったことを証明します。

記

受講者氏名及び確認印	賃金支払日	割増賃金等の額	振替休日	備考
印	平成 年 月 日	通常賃金の額 割増賃金の額	月 日 月 日	
印	平成 年 月 日	通常賃金の額 割増賃金の額	月 日 月 日	
印	平成 年 月 日	通常賃金の額 割増賃金の額	月 日 月 日	
印	平成 年 月 日	通常賃金の額 割増賃金の額	月 日 月 日	
印	平成 年 月 日	通常賃金の額 割増賃金の額	月 日 月 日	

(添付書類)

- ・出勤簿の写し・・・振替休日を与えた場合は「振替休日の日」が確認できるもの
- ・賃金台帳の写し・・・受講した月の賃金台帳の写し

※建設労働者の所定労働時間外及び休日に技能実習を受講させた場合は、以下の①または②の場合は助成の対象となります。

① 所定労働時間外に実施する技能実習を受けさせた場合

所定の賃金(所定労働時間労働した場合の通常の賃金の額に加え、労働基準法に定める割増賃金を支払うべき場合には、所定の割増をした額の賃金)以上の額を支給する場合

② 所定労働日以外の休日に実施する技能実習を受けさせた場合

受講日について振替休日を与え、または労働基準法に定める割増賃金を支払うべき場合には、所定の割増をした額の賃金以上の額を支給する場合